

福岡県公報

令和元年10月29日
第 50 号

目次

告示(第373号-第390号)

○土地区画整理事業の換地処分の完了届出	(都市計画課) ……………	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	4
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) ……………	6

○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	6
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ……………	7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ……………	7
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課) ……………	8

公 告

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	8
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) ……………	8

公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活保安課) ……………	8
--------------------	-------------------	---

告 示

福岡県告示第373号

筑紫野市筑紫駅桜並木通り土地区画整理事業の施行者である株式会社S A K U R Aから、換地処分を完了した旨の届出が令和元年10月9日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市星野村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字楮ノ谷2654の1、字縦鶴2699の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第376号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字窟後3855、3856、字神窟3955の1、3957の1、3958の1（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字窟後3855・3856・字神窟3955の1・3957の1・3958の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第377号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第378号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第379号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月8日農林水産省告示第679号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第380号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成3年8月21日農林水産省告示第1074号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年4月12日農林水産省告示第703号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年5月13日農林水産省告示第501号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第383号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字荒谷464の2、466、467、字畑野620の3、620の4、620の6、字堂ヶ迫630の3、字西ノ原680の2、692の2（以上9筆国有林）、682の2・693の2・711の2・字ウド558の2（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字西ノ原691の2（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第384号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川横瀬字ウド558の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生398	にじいろライフサポートクリニック	糟屋郡須恵町大字旅石253-6	R1・10・1
粕生399	須恵たかさき脳神経外科クリニック	糟屋郡須恵町大字須恵508-1	R1・10・1
福津生75	医療法人寛晴会 みやじ参道クリニック	福津市宮司二丁目1-50	R1・10・1
像生154	北九州宗像中央病院	宗像市稲元二丁目2-5	R1・9・1
大野生145	ありかわ内科クリニック	大野城市大城三丁目1-6	R1・10・1
北筑後生9	ながた内科・循環器クリニック	朝倉郡筑前町篠隈139-1	R1・10・1
大生456	植田医院	大牟田市大字倉永76	R1・8・29
大野生歯136	クロスケアデンタルクリニック	大野城市御笠川四丁目3-18-2F	R1・9・1
大生歯224	I C O I デンタルクリニック	大牟田市旭町二丁目28-1	R1・9・24

大生歯225	原田歯科医院	大牟田市明治町二丁目18-3	R1・9・1
粕生薬179	ペリカン薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字須恵508-1	R1・10・1
粕生薬180	モリ薬局 須恵店	糟屋郡須恵町大字旅石253-6	R1・10・1
大野生薬90	株式会社大賀薬局 大野城大城店	大野城市大城三丁目1-6	R1・10・1
行生薬86	かわかみ薬局 福祉医療の里店	行橋市東泉五丁目1-17	R1・9・1
粕生訪15	スマイルケア訪問看護ステーション粕屋	糟屋郡粕屋町大字大隈1055-1	R1・9・1
春生訪10	福岡徳洲会定期巡回ケアステーションぴーす	春日市須玖北四丁目5	H30・9・1
糸島地生訪5	訪問看護ステーションいと	糸島市神在1378-3	H31・4・1
飯生訪23	複合型サービス クレヨン	飯塚市有安966-48	R1・6・1
飯生訪21	訪問看護ステーションケアドゥ	飯塚市小正357-30	R1・9・18
飯生訪22	訪問看護ステーションクレヨン	飯塚市有安966-48	R1・9・1
嘉麻生訪11	嘉麻赤十字24時間在宅ケアステーション	嘉麻市上山田1237	H31・1・1

福岡県告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田地生118	医療法人 池尻診療所	田川郡川崎町大字池尻884-1	R1・10・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生5	北九州津屋崎病院	福津市渡1693	R1・8・31
大生301	植田医院	大牟田市大字倉永76	R1・8・28
行生94	医療法人社団翠会 心のクリニック行橋	行橋市中央三丁目4-36 翠生ビル3階	R1・8・31
大生歯104	原田歯科医院	大牟田市明治町二丁目18-3	R1・9・2
粕生薬15	宇美薬局	糟屋郡宇美町宇美二丁目2-20	H31・3・21
飯生薬105	タイヨー薬局 片島店	飯塚市片島二丁目195	R1・8・31
宮生薬21	すぎさか薬局	宮若市宮田275-12	R1・8・31

福岡県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福地生163	医療法人末長内科 医院	医療法人鎮寿会 前野クリニック	那珂川市仲一丁目56	R1・9・2
八女生65	医療法人 大渕耳 鼻咽喉科医院	大渕耳鼻咽喉科ク リニック	八女市本村691	R1・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生65	大渕耳鼻咽 喉科クリニ ック	八女市大島530	八女市本村691	R1・9・1
像生薬62	新生堂薬局 東郷まり し店	宗像市東郷六丁目2- 1	宗像市東郷六丁目1- 39	R1・9・1
飯生薬169	あかね調剤 薬局	飯塚市阿恵363-11	飯塚市長尾893-4	R1・9・1
行生訪12	訪問看護ス テーション みずき	行橋市西宮市五丁目30 -3	行橋市大字道場寺1439 -386	H30・6・1

福岡県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
------	----	-----	-------

田生マ41	宮下 博之（マッサー ジのとんとん）	田川市大字伊田4356-1	R1・9・17
小生マ9	岡田 吉弘（徳田鍼灸 院）	小郡市祇園二丁目2-8	H31・4・1
小生マ10	内山 友里江（徳田鍼灸 院）	小郡市祇園二丁目2-8	H31・4・1
筑紫生マ40	城下 乃一（フレアス在 宅マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1
筑紫生マ41	山下 房雄（フレアス在 宅マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1
宰生柔56	倉光 勇佑（とびうめ整 骨院）	太宰府市朱雀六丁目3-18	R1・8・4
北筑後生柔12	栗山 睦月（くり鍼灸整 骨院）	三井郡大刀洗町大字下高橋44- 1	R1・7・18
飯生はき26	指宿 翔太（からだ元気 治療院 飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	R1・9・11
小生はき9	岡田 吉弘（徳田鍼灸 院）	小郡市祇園二丁目2-8	H31・4・1
小生はき10	内山 友里江（徳田鍼灸 院）	小郡市祇園二丁目2-8	H31・4・1
筑紫生はき22	濱口 寿美子（フレアス 在宅マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1
筑紫生はき23	横 圭介（フレアス在宅 マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1
筑紫生はき24	江原 勝彦（フレアス在 宅マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1
筑紫生はき25	石川 泰之（フレアス在 宅マッサージ福岡）	筑紫野市二日市西一丁目13-45 -D202	R1・6・1

福岡県告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生マ43	内海 香代子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	R1・8・31
春生柔61	倉光 勇佑(プラーナSPORTS整骨院)	春日市春日公園五丁目12	R1・7・1
柏生柔13	清水 保雄(清水整骨院)	糟屋郡新宮町美咲二丁目6-3	R1・8・31
南筑後生柔14	北島 太郎(つるひさ整骨院)	八女郡広川町大字久泉524-1	R1・8・10
大野生はき25	内海 香代子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	R1・8・31

福岡県告示第390号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯生柔101	飯田 直祐(ベースボール整骨院)	飯塚市柏の森13-77-102	飯塚市下三緒35-108	R1・9・11

公 告

公告

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
末永 弘遙	久留米市三潞町玉満 2105 番地 2

2 就任理事

氏 名	住 所
西田 泰治	久留米市三潞町玉満 1687 番地 1

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和元年10月29日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業(上秋月地区)	平成31年2月6日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第244号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、次

のとおり意見を募集する。

令和元年10月29日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和元年10月17日から同年11月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。